

大阪市人権啓発・相談センターにおける人権相談の取組みについて

1 人権啓発・相談センターでの人権相談について

(1) 相談体制

人権問題に関する専門相談員による相談

課題によっては、弁護士との連携による課題解決に向けた支援を実施

(2) 相談時間

平日 午前9時から午後9時

日曜日・祝日 午前9時から午後5時30分

(3) 相談方法

電話・面談・ファックス・手紙・メール

※ 希望があれば、区役所等における出張面談での相談を実施

【参考】元年度実績

電話 94.6% 面談 2.9% その他 2.5%

2 令和2年度における取組みについて

複雑多様化している人権相談に対応し、実効性ある人権侵害の早期発見・救済を進めていくために、人権啓発・相談センターの相談窓口のさらなる認知度向上と、市民に身近な区役所における人権相談機能の充実及び専門相談機関等とのネットワークの充実に向けて、次のとおり取り組む。

(1) 人権相談窓口の認知度向上に向けた取組み

〈現状と課題〉

※人権啓発・相談センターの存在を知っていると答えた人の割合（認知度）

令和元年度民間ネット調査の目標：30.0% ⇒令和2年度目標：30.0%

（実績値：29年度 18.6%、30年度 18.8%、元年度 30.0%）

※人権啓発・相談センターを知っていると答えた人の内、人権侵害にあった場合、当センターに相談すると答えた人の割合（有用性）

令和元年度民間ネット調査の目標：50.0% ⇒令和2年度目標：50.0%

（実績値：29年度 46.6%、30年度 47.3%、元年度 67.3%）

※相談者アンケートにおいて人権相談窓口を知った経緯の上位項目

令和元年度 ポスター等：13.4%、市区HP：10.2%、区広報紙：5.5%

〈今後の対応〉

ア 周知用ポスターを区役所等市関係施設、地下鉄駅、民営鉄道駅、小中高等学校等に掲出

イ 全ての世代において利用率が高いLINEなどのSNSを活用した情報発信

（LINE@の登録件数 新規100件以上）

ウ 市民局Facebookに周知記事や人権相談事例を掲載

エ 人権情報誌「KOKORO ねっと」において相談窓口をPR【発行全3号】

オ 各区広報紙に周知記事を掲載【市版（おおさか掲示板）】

(2) 満足度向上に向けた取組み

相談者の満足度や相談内容の傾向等について把握・分析を行い、満足度向上につなげる。

※相談者アンケートにおいて「相談が役立った」と回答した人のうち「適切な対応をしても

らえた」、「問題の整理を図ることができた」又は「話を聞いてくれて気持ちが楽になった」と答えた人の割合

令和元年度目標 85% ⇒ 令和2年度目標：95%以上

(実績値：29年度 72.7%、30年度 82.8%、元年度 85.3%)

(3) 区役所における人権相談機能の充実にに向けた継続的な取組み

ア 毎月定例で開催する人権相談担当者会においてケーススタディの事例研究内容を充実

イ 人権相談担当者研修会の開催【開催予定】

(4) 専門相談機関等とのネットワークの充実にに向けた取組み

ア NPO団体等との連携の拡充

【令和元年度：36 機関増加 連携機関総数：342 機関】

3 令和元年度における相談実績について

(1) 相談件数

年 度	実相談件数
令和 元 年度	2, 7 4 9 件 (229 件／月)
平成 3 0 年度	3, 0 9 5 件 (258 件／月)
平成 2 9 年度	3, 1 6 5 件 (264 件／月)

(2) 課題別相談内容

課 題		件 数	割合(%)
分 類	内 容		
障がい者	虐待、差別、自立支援 精神疾患、制度処遇等	1, 1 6 0	29.9
女 性 ジェンダー	DV、ジェンダー セクシュアルハラスメント、不当取扱等	4 8	1.2
近 隣	騒音、ペット、いじめ プライバシー、名誉棄損等	2 2 5	5.8
家 族	離婚、自立支援、親子・夫婦 遺産相続等	1 7 6	4.5
生 活	貧困、生活保護、自立支援 住居等	4 1 1	10.6
労 働	不当労働、パワーハラスメント 労働環境等	4 6 7	12.0
高 齢 者	虐待、差別、介護、認知症 自立支援、制度処遇等	5 9	1.5
医 療	誤診問題、制度・処遇 サービス、健康・医療費等	1 1 9	3.1
子 ど も	虐待、いじめ、学校・保育所問題 家庭環境問題等	5 3	1.4
外 国 人	不当取扱、自立支援 住環境、就労環境等	2 5	0.7

同和問題	差別発言・落書 結婚、就職等	14	0.4
LGBT	生活、就労 身体、その他	109	2.8
その他※	インターネット書込み ホームレス、犯罪被害者等	1,012	26.1
計		3,878	100.0

※その他（1,012件）の内訳

相談内容の不明瞭なもの 705件 行政に対する不満や苦情 273件 インターネット書込み 21件
犯罪被害者 9件 交通事故問題 2件 サラ金問題 1件 ホームレス 1件

【注】課題別件数については、1相談者から複数課題の相談があれば複数の件数としている
ので実相談件数とは一致しない。

(3) 他機関との連携件数

機 関 名	件数	割合(%)
大阪市関係機関（区役所を除く） （大阪市こころの健康センター、クレオ大阪 等）	186	30.2
区役所（人権生涯学習主管課、保健福祉課 等）	101	16.4
大阪府及び府内市町村	90	14.6
大阪弁護士会 （人権相談推薦弁護士 各区法律相談弁護士等）	31	5.0
NPO団体	36	5.9
その他（ハローワーク、警察、大阪法務局 等）	172	27.9
計	616	100.0

※ 件数については、人権啓発・相談センターが相談者に各機関を紹介した件数

4 新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談の実施

4月 HPやSNSを通じて人権相談の実施を周知

6月 新型コロナウイルス感染症差別集中相談月間の設定

7月 市長出演の「STOP! コロナ差別」啓発動画の配信（人権相談の案内）

新型コロナウイルス感染症関連の人権相談件数(令和2年7月31日現在 43件)

相談内容の内訳

コロナに感染していないか、しないかの不安 9件
（うち職場環境の配慮を求めるもの 5件）

感染者扱された	<u>20件</u>
（うち医療従事者等に関するもの	5件)
（うち事業経営者に関するもの	2件)
外国人の入店拒否	<u>1件</u>
感染の事実を職場で告げられた	<u>1件</u>
仕事が減った	<u>1件</u>
その他(簡単な問い合わせ等)	<u>11件</u>